

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 常俊 清治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332-0871(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員総務経理部門長 網谷 嘉寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332-0871(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員総務経理部門長 網谷 嘉寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 社外取締役及び社外監査役の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に従い、定款第28条(社外取締役との責任限定契約)及び同第38条(社外監査役との責任限定契約)を新設する。なお、定款第28条(社外取締役との責任限定契約)の新設に関して監査役全員の同意を得ている。また、上記条文の新設に伴い、条数の変更を行う。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数を変更する。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として石井啓之を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として塩川吉孝、山本茂文の両名を選任する。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

補欠の監査役として御手洗徹を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	16,990	238	0	(注)1	可決 95.32%
第2号議案 取締役1名選任の件 石井 啓之	16,931	297	0	(注)2	可決 94.99%
第3号議案 監査役2名選任の件 塩川 吉孝	16,981	247	0	(注)2	可決 95.27%
山本 茂文	16,981	247	0	(注)2	可決 95.27%
第4号議案 補欠の監査役1名選任の件 御手洗 徹	16,991	237	0	(注)2	可決 95.33%

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。